

【修正前】

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
①子育てへの準備を応援します！	15	健康課	母子健康手帳交付・妊婦相談	■これから親になる世代	母子健康手帳の活用の仕方や妊娠期間を健康やかに過ごすために必要な保健指導を行うこと、及び妊婦やその配偶者の育児不安の軽減を図り、気軽に相談できる場とします。
	15	健康課	ミニママ教室、マタニティ教室	■これから親になる世代	妊娠、出産が異常なく経過できるよう、また育児不安の軽減、父親の育児参加促進を目的とし、妊婦とその配偶者に対して講話、実習、グループワークなどを通して、妊娠中から出産後の支援を行います。
②母親と胎児の健康を応援します！	15	健康課	妊婦健康診査	■これから親になる世代	妊娠中の定期健康診査のほぼすべてとなる14回分の健康診査費用を助成し、妊婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。（医療機関委託）
	15	健康課	妊産婦歯科健康診査	■これから親になる世代	妊婦のう蝕予防と早期発見・早期治療及び歯の健康保持増進を目的とし、妊産婦に対して歯科健康診査、健康教育をします。
	16	子ども家庭課	利用者支援事業	■0～2歳 ■3～5歳	子どもや保護者、妊娠中の方が、子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行います。
③子どもの悩み・子育て不安の解消を応援します！	16	子ども家庭課	せとっ子ファミリ-交流館（こども家庭課）	■0～2歳 ■3～5歳	育児中の保護者の電話相談及び面談相談を行い保護者が育児について気軽に相談できる機会を提供します。
	16	子ども家庭課	身近な子育て支援の場として保育園を活用	■0～2歳 ■3～5歳	保育園が各地域の子育て支援の窓口となり、子育て相談を始めとする各地域の子育て支援の拠点となるよう、活用方法を検討します。
	16	子ども家庭課	少年センター	■小学生 ■中学生 ■高校生	少年の非行防止のため、市、学校、PTA、地域等関係機関で連携し、中学校区ごとに支部を設け、約460名の補導委員が、長期休暇を中心に地域をパトロールします。
	16	子ども家庭課	子育て支援センター（こども家庭課）	■子どもをもつすべての世帯	子育て支援センターを拠点に、地域での子育て支援の協働の充実を図り、身近に子育ての支援が受けられる施設があることにより、安心して子育てができる環境を整備します。
	17	家庭児童相談室（こども家庭課）	母子・父子家庭相談	■子どもをもつすべての世帯	母子・父子自立支援員を配置し、経済的・精神的に不安定なひとり親家庭への経済上・生活上の相談を行います。
	17	子ども家庭課	子育て支援事業に関する情報提供（インターネットを活用した情報提供）	■子どもをもつすべての世帯	子育て支援事業に関する積極的なPRを行うとともに、より反わりやすい情報提供の方法を検討します（メールアドレス等の新設 など）。

【修正後】

※修正箇所を下線で表示

ページ	担当課	事業名	対象	内容
15	健康課	母子健康手帳交付・妊婦相談	■妊娠中の方	母子健康手帳の活用の仕方や妊娠期間を健康やかに過ごすために必要な保健指導を行うこと、及び妊婦やその配偶者の育児不安の軽減を図り、気軽に相談できる場とします。
15	健康課	ミニママ教室、マタニティ教室	■妊娠中の方	妊娠、出産が異常なく経過できるよう、また育児不安の軽減、父親の育児参加促進を目的とし、妊婦とその配偶者に対して講話、実習、グループワークなどを通して、妊娠中から出産後における相談・支援を行います。
15	健康課	妊婦健康診査	■妊娠中の方	妊娠中の定期健康診査のほぼすべてとなる14回分の健康診査費用を助成し、妊婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。（医療機関委託）
15	健康課	妊産婦歯科健康診査	■妊娠中の方	妊産婦のう蝕予防と早期発見・早期治療及び歯の健康保持増進を目的とし、妊産婦に対して歯科健康診査、健康教育をします。
16	子ども家庭課	利用者支援事業	■妊娠中の方 ■子どもを持つすべての世帯	子どもや保護者、妊娠中の方が、 <u>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用</u> できるようにするため、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行います。
16	交通児童遊園せとっ子ファミリ-交流館 フレイルーム	育児相談	■0～5歳	育児中の保護者の電話相談及び面談相談を行い保護者が育児について気軽に相談できる機会を提供します。
16	子ども家庭課	身近な子育て支援の場として保育園を活用	■0～5歳	保育園が各地域の子育て支援の窓口となり、子育て相談を始めとする各地域の子育て支援の拠点となるよう、活用方法を検討します。
16	子ども家庭課	少年センター	■小学生～高校生	少年の非行防止のため、市、学校、PTA、地域等関係機関で連携し、中学校区ごとに支部を設け、約460名の補導委員が、長期休暇を中心に地域をパトロールします。
17	交通児童遊園せとっ子ファミリ-交流館 フレイルーム	地域子育て支援拠点施設の整備	■子どもをもつすべての世帯	子育て支援センターを拠点に、地域での子育て支援の協働の充実を図り、身近に子育ての支援が受けられる施設があることにより、安心して子育てができる環境を整備します。
17	家庭児童相談室	母子・父子家庭相談	■ひとり親家庭	母子・父子自立支援員を配置し、経済的・精神的に不安定なひとり親家庭への経済上・生活上の相談を行います。
17	子ども家庭課	子育て支援事業に関する情報提供（インターネットを活用した情報提供）	■子どもをもつすべての世帯	子育て支援事業に関する積極的なPRを行うとともに、 <u>市のホームページで瀬戸市の子育て情報をわかりやすく紹介</u> します。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
④子どもの保育・教育を応援します！	17	図書館	ブックスタート	■ 0~2歳	6か月児を対象にし、絵本の読み聞かせの体験とともに、絵本を手渡すことで、赤ちゃんも保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間をもつきっかけ作りをします。
	17	保育園（こども家庭課）	異年齢交流事業	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	公設民営園を含む全公立保育園で実施します。入園前の乳幼児とその保護者を対象に、保育園児との交流を通じて、遊びの楽しさや育児について学びあえる場とします。
	17	高齢者福祉課	福祉施設における高齢者と保育園児の交流	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	「老人憩いの家」に年2回保育園児を招待し、デイサービスを利用する高齢者と子どもたちとの交流の機会を設けます。
	17	家庭児童相談室（こども家庭課）	ショートステイ	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行います。
	18	こども家庭課	保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	保護者の就労・病気等により家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な発達を図ります。
	18	こども家庭課	低年齢児保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	就労等の理由により、低年齢（0歳～2歳）から児童を保育所に入所させたいと希望する保護者のニーズに対応します。
	18	こども家庭課	休日保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	日曜・祝日の保護者の就労により家庭で保育することができない児童を保護者にかわって保育します。
	18	こども家庭課	時間外保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	民間も含めた保育園で、早朝、夜間の保育ニーズに対応します。（延長保育：無料）
	18	こども家庭課	一時保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	保護者の疾病や出産、リフレッシュや急な用事などの際に、一時的に指定保育園で乳児を保育します。
	18	こども家庭課	非定型保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	一時的な就労等の理由で、週3日を限度として断続的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。
	18	こども家庭課	緊急一時保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳	保護者の疾病や負傷、事故、出産、看護、介護等のやむをえない理由により、緊急かつ一時的（土・日曜日、祝日を含めて14日以内）に家庭での保育が困難となる児童を保育します（対象は、利用時に満1歳以上の児童のみ）
	18	ファミリーサポートセンター（こども家庭課）	病児・病後児保育	■ 0~2歳 ■ 3~5歳 ■ 小学生	ファミリーサポートセンター事業の一環として、病児・病後児を専用施設「おひさま」で一時的に預かります。



ページ	担当課	事業名	対象	内容
17	図書館	ブックスタート	■ 6か月児	6か月児を対象にし、絵本の読み聞かせの体験とともに、絵本を手渡すことで、赤ちゃんも保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間をもつきっかけ作りをします。
18	保育園	異年齢交流事業	■ 0~5歳	公設民営園を含む全公立保育園で実施します。入園前の乳幼児とその保護者を対象に、保育園児との交流を通じて、遊びの楽しさや育児について学びあえる場とします。
18	高齢者福祉課	福祉施設における高齢者と保育園児の交流	■ 0~5歳	「老人憩いの家」に年2回保育園児を招待し、デイサービスを利用する高齢者と子どもたちとの交流の機会を設けます。
18	家庭児童相談室	ショートステイ	■ 0~5歳	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行います。
18	こども家庭課	保育	■ 0~5歳	保護者の就労・病気等により家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な発達を図ります。
18	こども家庭課	低年齢児保育	■ 0~5歳	就労等の理由により、低年齢（0歳～2歳）から児童を保育所に入所させたいと希望する保護者のニーズに対応します。
18	こども家庭課	休日保育	■ 0~5歳	日曜・祝日の保護者の就労により家庭で保育することができない児童を保護者にかわって保育します。
18	こども家庭課	時間外保育	■ 0~5歳	民間も含めた保育園で、早朝、夜間の保育ニーズに対応します。（延長保育：無料）
18	こども家庭課	一時保育	■ 0~5歳	保護者の疾病や出産、リフレッシュや急な用事などの際に、一時的に指定保育園で乳児を保育します。
18	こども家庭課	非定型保育	■ 0~5歳	一時的な就労等の理由で、週3日を限度として断続的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。
18	こども家庭課	緊急一時保育	■ 0~5歳	保護者の疾病や負傷、事故、出産、看護、介護等のやむをえない理由により、緊急かつ一時的（土・日曜日、祝日を含めて14日以内）に家庭での保育が困難となる児童を保育します（対象は、利用時に生後6か月以上の児童のみ）
19	ファミリーサポートセンター	病児・病後児一時預かり	■ 0歳～小学生 3年生	ファミリーサポートセンター事業の一環として、病児・病後児を専用施設「おひさま」で一時的に預かります。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
④子どもの保育・教育を応援します！	18	こども家庭課 学校教育課	保育園・学校の給食を陶磁器の器で提供	■0~2歳 ■3~5歳 ■小学生 ■中学生	保育園・学校での給食を瀬戸市の伝統である陶磁器の器で提供します。
	18	交通児童遊園(こども家庭課)	交通安全教育	■3~5歳 ■小学生	交通コースで乗り物(自転車、三輪車)を提供したり、コースを利用し安全な歩行ルールなどの教室を開催します。
⑤子どもと保護者の健康づくりを応援します！	19	健康課	離乳食教室	■0~2歳	調理実習を通して離乳食による育児不安の緩和や離乳期の食事についての基礎知識を習得し、育児相談の場とします。
	19	健康課	乳幼児健診での栄養指導(食育の推進)	■0~2歳	乳幼児健診での栄養指導(食育の推進)をします。
	19	健康課	乳幼児健康診査	■0~2歳	疾病の発見及び発育・発達の確認、乳幼児の健康保持増進を目的とし、3か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。
	19	健康課	乳児健康診査	■0~2歳	乳児の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、1か月児・10か月の頃の児を対象に健康診査を医療機関に委託して実施します。
	20	健康課	歯科健康教室	■0~2歳 ■3~5歳	う蝕の予防と早期発見・早期治療につなげるとともに保護者に知識の普及を図るため、2歳児及び4~5歳児に対して歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を実施します。
	20	健康課	乳幼児の健康相談	■0~2歳 ■3~5歳	6か月児健康相談では、おすわりや下肢のつっぱり等の神経学的発達の確認と離乳食の進め方及び予防接種の受け方、事故防止等の保健指導を実施します。乳幼児健康相談では、育児に対する保健指導、乳幼児健診後の経過観察、健康情報の提供を行います。また、保護者の育児相談の場とします。
	20	健康課	予防接種	■0~2歳 ■3~5歳	予防接種の実施によって、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び、増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。
	20	健康課	児童生活習慣病対策	■小学生	小学校5年生児童を対象に、血液検査を行い学童期からの生活習慣病対策につなげます。検査結果から、親子を対象にした健康教室を通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。
	20	学校教育課	栄養指導・食育	■小学生 ■中学生	栄養教諭・学校栄養職員を中核として食育の研究実践を進めています。また、各校で食育の実践を行います。
	20	学校教育課	家庭向けの食育の啓発	■小学生 ■中学生	栄養教諭・学校栄養職員が中心となって、各校で食育を推進します。食育を推進するために、家庭に食育だよりを配布し、食育の授業を公開します。
20	健康課 こども家庭課 学校教育課	基本的な生活習慣の徹底	■子どもをもつすべての世帯	家庭と連携しながら、健康・安全に生活するとともに、人と円滑に交流できる生活習慣の定着・伸長を図ります。学校・保育園・母子保健事業などを通して基本的な生活習慣の徹底を図ります。	



ページ	担当課	事業名	対象	内容
19	こども家庭課 学校教育課	保育園・学校の給食を陶磁器の器で提供	■0歳~中学生	保育園・学校での給食を瀬戸市の伝統である陶磁器の器で提供します。
19	交通児童遊園	交通安全教育	■3歳~小学生	交通コースで乗り物(自転車、三輪車)を提供したり、コースを利用し安全な歩行ルールなどの教室を開催します。
19	健康課	離乳食教室	■0歳	調理実習を通して離乳食による育児不安の緩和や離乳期の食事についての基礎知識を習得し、育児相談の場とします。
19	健康課	乳幼児健診での栄養指導(食育の推進)	■0~3歳	乳幼児健診での栄養指導(食育の推進)をします。
20	健康課	乳幼児健康診査	■0~3歳	疾病の発見及び発育・発達の確認、乳幼児の健康保持増進を目的とし、3か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。
20	健康課	乳児健康診査	■0歳	乳児の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、1か月児・10か月の頃の児を対象に健康診査を医療機関に委託して実施します。
20	健康課	歯科健康教室	■2~5歳	う蝕の予防と早期発見・早期治療につなげるとともに保護者に知識の普及を図るため、2歳児及び4~5歳児に対して歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を実施します。
20	健康課	乳幼児の健康相談	■0~5歳	6か月児健康相談では、おすわりや下肢のつっぱり等の神経学的発達の確認と離乳食の進め方及び予防接種の受け方、事故防止等の保健指導を実施します。乳幼児健康相談では、育児に対する保健指導、乳幼児健診後の経過観察、健康情報の提供を行います。また、保護者の育児相談の場とします。
20	健康課	予防接種	■0歳~高校生	赤ちゃんの免疫は生後徐々に失われていくことから、予防接種により免疫をつけ、病気の予防及びまん延を防ぎます。
20	健康課	児童生活習慣病対策	■小学生	小学校5年生児童を対象に、血液検査を行い学童期からの生活習慣病対策につなげます。検査結果等から、親子を対象にした健康教室を通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。
20	学校教育課	栄養指導・食育	■小学生~中学生	「瀬戸市食育推進計画」を柱として、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、学校で食育の研究実践を進めます。
20	学校教育課	家庭向けの食育の啓発	■小学生~中学生	食育を推進するため、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、家庭に「食育だより」を配布するとともに、食育の授業を公開します。
21	健康課 こども家庭課 学校教育課	基本的な生活習慣の徹底	■子どもをもつすべての世帯	家庭と連携しながら、子どもが健康で安全に生活するため、学校・保育園・母子保健事業などを通して、基本的な生活習慣が定着するよう努めます。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
⑥子育て家庭の居場所づくりと仲間づくりを応援します！	21	健康課	赤ちゃんサロン	■ 0～2歳	7か月までの乳児と母親が集まることができる場所の提供、母親同士のネットワークづくりの援助、育児・健康情報の提供を行います。
	21	プレイルーム	プレイルーム(各種イベント)	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	親子で参加し様々な体験をする場、異年齢交流を図る場として開催します。
	21	プレイルーム	プレイルーム(育児サロン、育児講座)	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	子育て親子の集える場として、子育て支援に関する講座等を通じて児童健全育成を図ります。
	21	保育園(こども家庭課)	保育園の施設開放	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	保育園入園前の乳幼児とその保護者を対象に、園庭開放、空き部屋開放として保育園を開放し、遊びながら親子で保育園生活の体験をしてもらいます。また、必要に応じて子育て相談にも応じます。
	21	せとっ子ファミリー交流館(こども家庭課)	つどいの広場	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	子育て親子が集う場として実施します。
	21	子育て支援センター(こども家庭課)	育児サロン	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	就園前の子どもとその保護者を対象に親子ふれあいの場、子育て仲間の出会いの場、情報交換の場となる機会を提供します。また、保育士、主任児童委員、ボランティアが、子育て相談や発達支援等を行います。
	21	健康課	幼児教室	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	保護者と子どもが教室で一緒に遊びを体験する中で子どもの求めに応じて関わることの大切さを知り、子どもの動きに沿った適切な対応ができるように関わり方を学びます。また、保護者同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、子どもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へつなげます。
⑥子育て家庭の居場所づくりと仲間づくりを応援します！	22	こども家庭課	子育てサークルの拡充・支援	■ 子どもをもつすべての世帯	支援活動応援補助金等により子育てサークルの自立を支援し、拡充を図ります。
	22	こども家庭課	ひとり親家庭への子育て仲間づくり	■ 子どもをもつすべての世帯	母子福祉会に加入しているひとり親家庭の親が集まり、交流を図る機会を提供します。
⑦サポートが必要な子どもと保護者を応援します！	22	こども家庭課	母子家庭等親と子の自然観察会	■ 子どもをもつすべての世帯	ひとり親家庭の親子が自然と触れ合い、同じ境遇の仲間と交流する機会を提供します。
	22	健康課	低出生体重児の家庭訪問	■ 0～2歳	2,500g未満で出生した児を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、育児支援をします。
	22	のぞみ学園(こども家庭課)	療育相談「おおぞら」	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	発達上の問題や障害のある乳幼児の子育てに悩む保護者へ相談・援助を行います。
22	のぞみ学園(こども家庭課)	在宅の療育支援「子ねこ教室」	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	関係機関との連携を基に障害の早期発見、早期療育を目標に在宅乳幼児の療育支援を行います。また、児童発達支援センターとして、身近な地域で発達上の問題や障害のある在宅乳幼児の家族支援を行います。	



ページ	担当課	事業名	対象	内容
21	健康課	赤ちゃんサロン	■ 0歳	7か月までの乳児と母親が集まることができる場所の提供、母親同士のネットワークづくりの援助、育児・健康情報の提供を行います。
21	プレイルーム	プレイルーム(各種イベント)	■ 0歳～小学生	親子で参加し様々な体験をする場、異年齢交流を図る場として開催します。
21	プレイルーム	プレイルーム(育児サロン、育児講座、小学生講座)	■ 0歳～小学生	子育て親子の集える場として、子育て支援に関する講座等を通じて児童健全育成を図ります。
21	保育園	保育園の施設開放	■ 0～5歳	保育園入園前の乳幼児とその保護者を対象に、園庭開放、空き部屋開放として保育園を開放し、遊びながら親子で保育園生活の体験をしてもらいます。また、必要に応じて子育て相談にも応じます。
21	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム	地域サロン支援	■ 0～5歳	地域の方で開催されるサロンの立ち上げや運営の援助(遊具の貸し出し・保育士の派遣)を行います。
21	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム	育児サロン	■ 0～5歳	就園前の子どもとその保護者を対象に親子ふれあいの場、子育て仲間の出会いの場、情報交換の場となる機会を提供します。また、保育士、主任児童委員、ボランティアが、子育て相談や発達支援等を行います。
22	健康課	幼児教室	■ 1～3歳	保護者と子どもが教室で一緒に遊びを体験する中で子どもの求めに応じて関わることの大切さを知り、子どもの動きに沿った適切な対応ができるように関わり方を学びます。また、保護者同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、子どもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へつなげます。
22	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム	子育てサークルの拡充・支援	■ 子どもをもつすべての世帯	支援活動応援補助金等により子育てサークルの自立を支援し、拡充を図ります。
22	こども家庭課	ひとり親家庭への子育て仲間づくり	■ ひとり親家庭	母子福祉会に加入しているひとり親家庭の親が集まり、交流を図る機会を提供します。
22	こども家庭課	母子家庭等親と子の自然観察会	■ 小学生以下の子を養育するひとり親家庭	ひとり親家庭の親子が自然と触れ合い、同じ境遇の仲間と交流する機会を提供します。
22	健康課	低出生体重児の家庭訪問	■ 0歳	2,500g未満で出生した児を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、育児支援をします。
22	のぞみ学園	療育相談「おおぞら」	■ 0～5歳	発達上の問題や障害のある乳幼児の子育てに悩む保護者へ相談・援助を行います。
22	のぞみ学園	在宅の療育支援「子ねこ教室」	■ 0～5歳	関係機関との連携を基に障害の早期発見、早期療育を目標に在宅乳幼児の療育支援を行います。また、児童発達支援センターとして、身近な地域で発達上の問題や障害のある在宅乳幼児の家族支援を行います。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
⑦サポートが必要な子どもと保護者を応援します！	23	社会福祉協議会	おもちゃ図書館	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	障害のある子ども達や地域の子も達がおもちゃを通して楽しく遊ぶ経験をし、心豊かに育ち合い、出会いとふれあいの機会となるようボランティアの運営により開催します。
	23	家庭児童相談室(こども家庭課)	子育て短期支援利用	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	保護者が病気その他の理由により養育できなくなったとき、乳児院・児童養護施設にて一定期間預かり養育します。
	23	発達支援室(こども家庭課)	巡回療育指導	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	申請のあった園に指導者が向向き、園の中における対象児の指導の仕方について指導します。支援関係者全体でのディスカッションをもとに支援策の検討、ケーススタディを実施します。また障害児の療育に携わる療育機関が相互に連携・協働し、障害児に対する効果的な療育方法を継続支援します。
	23	こども家庭課	障害児保育	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	6園を障害児受け入れ指定園として、入所判定会議の結果に基づいて入園を認めます。また、同じく入所判定会議の結果に基づいて、障害の程度などにより、障害児受け入れ指定園以外の通常の保育園でも入所が可能と判断された児童の入所も認めます。
	23	家庭児童相談室(こども家庭課)	養育相談 障害児相談	■ 0～2歳 ■ 3～6歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	発達上の問題や障害のある子をもつ家庭の相談を受けます。必要に応じて関係機関と連携し、対応・支援を協議します。
	23	こども家庭課 学校教育課	保育と教育の連携	■ 0～2歳 ■ 3～6歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	幼児期から学齢期へスムーズな移行ができるよう、一人の子どもを一貫した視点で支援できるように全地域で交流・引継ぎを図ります。
	24	学校教育課	いじめ・不登校・暴力行為等への対応	■ 小学生 ■ 中学生	いじめ・不登校や暴力行為については、各校で対策委員会を設置して、防止に努めます。また、スクールカウンセラーや心の相談員、適応指導教室等関係諸機関と連携し、情報の共有化、すばい対応に努めます。
	24	学校教育課	気軽に相談ができる環境づくり	■ 小学生 ■ 中学生	各学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや友人関係等の悩みを気軽に相談できる環境を設定します。
	24	学校教育課	外国人児童・生徒の教育	■ 小学生 ■ 中学生	外国人児童生徒が日本の学校で教育を受けるために、母国語による支援と日本語習得の支援を行います。また、保護者との円滑な意思疎通を図ります。
	24	学校教育課	特別支援学校	■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	瀬戸市立瀬戸養護学校(小・中・高学部)での肢体不自由児童生徒の教育を実施します。
24	学校教育課	特別支援教育	■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	従来の特殊教育の対象者だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症などを含めて、障害のある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた適切な教育を行います。	
24	社会福祉課 こども家庭課 学校教育課 のぞみ学園(こども家庭課) 障がい者相談支援センター 発達支援室(こども家庭課) 家庭児童相談室(こども家庭課)	サポートが必要な子の支援	■ 子どもをもつすべての世帯	サポートが必要な子のための幼児期・学齢期の預かりの場の拡充や関係機関との連携、福祉サービスの充実を図ります。また、療育・親子教室や発達相談、就労相談を実施し、保護者を支援します。さらに、貧困家庭や貧困児童、外国籍児童、不登校児童等への多様な支援を実施します。	



ページ	担当課	事業名	対象	内容
23	社会福祉協議会	おもちゃ図書館	■ 0～5歳	障害のある子ども達や地域の子も達がおもちゃを通して楽しく遊ぶ経験をし、心豊かに育ち合い、出会いとふれあいの機会となるようボランティアの運営により開催します。
23	家庭児童相談室	子育て短期支援利用	■ 0～5歳	保護者が病気その他の理由により養育できなくなったとき、乳児院・児童養護施設にて一定期間預かり養育します。
23	発達支援室	巡回療育指導	■ 0～5歳	申請のあった園に指導者が向向き、園の中における対象児の指導の仕方について指導します。支援関係者全体でのディスカッションをもとに支援策の検討、ケーススタディを実施します。また障害児の療育に携わる療育機関が相互に連携・協働し、障害児に対する効果的な療育方法を継続支援します。
23	こども家庭課	障害児保育	■ 0～5歳	8園を障害児受け入れ指定園として、入所判定会議の結果に基づいて入園を認めます。また、同じく入所判定会議の結果に基づいて、障害の程度などにより、障害児受け入れ指定園以外の通常の保育園でも入所が可能と判断された児童の入所も認めます。
23	家庭児童相談室	養育相談 障害児相談	■ 0歳～高校生	発達上の問題や障害のある子をもつ家庭の相談を受けます。必要に応じて関係機関と連携し、対応・支援を協議します。
23	こども家庭課 学校教育課	保育と教育の連携	■ 0歳～高校生	幼児期から学齢期へスムーズな移行ができるよう、一人ひとりの子どもに <u>対して関係機関が連携し</u> 、一貫した視点で支援ができるよう全地域で交流・引継ぎを行います。
24	学校教育課	いじめ・不登校・暴力行為等への対応	■ 小学生～中学生	いじめ・不登校や暴力行為については、各校で対策委員会を設置して、防止に努めます。また、スクールカウンセラーや心の相談員、適応指導教室等関係諸機関と連携し、情報の共有を <u>迅速な</u> 対応に努めます。
24	学校教育課	気軽に相談ができる環境づくり	■ 小学生～中学生	各学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや友人関係等の悩みを気軽に相談できる環境を <u>つくり</u> ます。
24	学校教育課	外国人児童生徒の教育	■ 小学生～中学生	外国人児童生徒が日本の学校で <u>学び、将来社会で自立するため、日本語を習得するための</u> 支援を行います。また、保護者との円滑な意思疎通を図ります。
24	学校教育課	特別支援学校	■ 小学生～高校生	瀬戸市立瀬戸特別支援学校(小・中・高等部)において <u>肢体不自由児童生徒の教育を推進するとともに、関係機関と連携し、交流や支援の充実を図ります。</u>
24	学校教育課	特別支援教育	■ 小学生～高校生	<u>すべての子どもへの支援が充実したものになるよう、関係機関との連携を推進し、支援体制を強化し、ニーズに応じた適切な指導や支援を行います。</u>
24	社会福祉課 こども家庭課 学校教育課 のぞみ学園 障がい者相談支援センター 発達支援室 家庭児童相談室	サポートが必要な子の支援	■ 子どもをもつすべての世帯	サポートが必要な <u>子ども</u> のための幼児期・学齢期の預かりの場の拡充や関係機関との連携、福祉サービスの充実を図ります。また、療育・親子教室や発達相談、就労相談を実施し、保護者を支援します。さらに、貧困家庭や貧困児童、外国籍児童、不登校児童等への多様な支援を実施します。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
◎質の高い学びと成長を応援します！	25	こども家庭課	体験学習	■小学生	青少年向けに、余暇時間を利用して、星空観察会などの自然とのふれあいの場を提供します。
	25	学校教育課	未来創造事業	■小学生 ■中学生	児童生徒の発想を生かした創造的な取り組みを通して、児童生徒1人ひとりに未来を切り拓く力を育む支援をします。
	25	学校教育課	性教育	■小学生 ■中学生	性教育推進委員会が、性教育指導用資料「明日へのあゆみ」の作成・改訂を行います。この資料を使用し、各校で性教育を実践します。
	25	学校教育課	やきもの文化を教材とした学習	■小学生 ■中学生	瀬戸の産業や文化を理解する機会として、「やきもの」を教材とした学習を行います。
	26	学校教育課	環境教育の推進	■小学生 ■中学生	自然体験、地域の自然環境の理解、環境への負荷の低減などを学ぶ環境教育を充実します。
	26	学校教育課	国際理解教育の推進	■小学生 ■中学生	A L T の有効活用・近隣大学や地域人材の協力により、小中学校の英語授業や国際理解学習の充実を図ります。
	26	学校教育課	学校サポーターの配置	■小学生 ■中学生	市内小中学校に学校サポーターを配置し、児童生徒の学習活動の個別支援を行います。
	26	学校教育課	基礎学力の定着	■中学生	学力テスト（N R T、C R T）を各中学校で実施するように費用を補助し、各校での学力把握の機会を設けます。また、瀬戸の学び創造委員会を発定させ、瀬戸市内小中学校の児童生徒の学力の向上に向けて、対策を協議し、市内小中学校に提言します。
	26	文化課	文化体験講座	■小学生 ■中学生 ■高校生	瀬戸市文化協会会員を講師とし、小学生から高校生までの初心者を対象とした伝統文化講座を開催します。
26	こども家庭課	子ども会	■小学生 ■中学生 ■高校生	瀬戸市子ども会連絡協議会（通称：瀬戸連）を中心に、子ども会の本来の目的である「子ども自身で企画し、開催する」事業が実施できるよう地域の子ども会を支援するとともに、ジュニアリーダーを育成します。また、様々な団体と連携して行事を開催するなど、多世代交流の機会を創出します。	



ページ	担当課	事業名	対象	内容
25	こども家庭課	体験学習	■小学生	自然体験学習を通して親子での触れ合いを大切にすることを目的とし、瀬戸市在住の小学生とその保護者を対象に星座の学習をする「星っこクラブ」を開催します。
25	学校教育課	未来創造事業	■小学生～中学生	児童生徒が創造的な取り組みを通して、一人ひとりが未来を切り拓く力を育むため、各学校において特色ある活動を推進します。
25	学校教育課	性教育	■小学生～中学生	性教育推進委員会が、性教育指導用資料「明日へのあゆみ」の作成・改訂を行います。この資料を使用し、各校で性教育を実践します。
25	学校教育課	やきもの文化を教材とした学習	■小学生～中学生	瀬戸の産業や文化を理解し、郷土愛を育むため、作陶するなど「やきもの文化」に触れ、学習する機会を充実します。
25	学校教育課	環境教育の推進	■小学生～中学生	自然体験活動を行うなど、地域の自然環境の理解、環境への負荷の低減などを学ぶ環境教育を充実します。
25	学校教育課	国際理解教育の推進	■小学生～中学生	A L T の有効活用・近隣大学や地域人材の協力により、小中学校の英語授業や国際理解教育の充実を図ります。
25	学校教育課	学校サポーターの配置	■小学生～中学生	市内小中学校に学校サポーターを配置し、児童生徒の学習活動の個別支援などを行います。
26	学校教育課	基礎学力の定着	■中学生	学力テスト（N R T、C R T）を各中学校で実施し、各校での学力把握の機会を設けます。また、瀬戸の学び創造委員会が瀬戸市内小中学校の児童生徒の学力の向上に <u>向けた</u> 対策を協議し、提言します。
26	文化課	文化体験講座	■小学生～高校生	瀬戸市文化協会会員を講師とし、小学生から高校生までの初心者を対象とした伝統文化講座を開催します。
26	こども家庭課	子ども会	■小学生～高校生	瀬戸市子ども会連絡協議会（通称：瀬戸連）を中心に、子ども会の本来の目的である「子ども自身で企画し、開催する」事業が実施できるよう地域の子ども会を支援するとともに、ジュニアリーダーを育成します。また、様々な団体と連携して行事を開催するなど、多世代交流の機会を創出します。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
⑨次代を担う子どもの育成を応援します！	26	生活安全課 交通児童遊園(こども家庭課)	園児及び小学生に対する交通安全指導	■ 3～5歳 ■ 小学生	園児及び小学生に対し、交通安全教室を開催し、交通ルール、マナーを教えるとともに、小学生の登下校時間帯に通学路上において、交通指導及び子どもたちの安全確保を行います。
	27	消防課	消防クラブ	■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生	幼年期から正しい火の取扱いについて学び、火遊び等による火災の減少を図り、将来の地域防災を担う人材を育成するとともに、園児を介して家族等にも防火に関する広報活動を行います。また、学校教育の課外活動や地域活動の中で防火思想の普及に協力します。
	27	産業課 学校教育課	キャリア教育の推進	■ 小学生 ■ 中学生	将来の地域産業の振興を先取り、子どもたちの健全育成に関わる諸関係団体等が連携し、子どもたちが健全な人生観、社会観、仕事観を育み、将来のそれぞれの進路を主体的に考える力を育むため、体系的なキャリア教育を実施します。 職業に関する理解を深め、前向きな職業観・勤労観を育むため、職場体験や市民講師による職業講話、生産・販売体験活動などを行います。
	27	せとっ子ファミリー交流館(こども家庭課)	中学生と園児との交流事業	■ 中学生 ■ 高校生	中学生が乳幼児を知る機会となるように交流体験を行います。
	27	子育て支援センター(こども家庭課)	中学生の乳児との触れ合い体験	■ 中学生 ■ 高校生	中学生が乳児や親と触れ合うことにより、子育ての楽しさを知ってもらうとともに、自己肯定感を育む機会を提供します。
⑩保護者の就労・再就職を応援します！	28	こども家庭課	母子家庭自立支援給付金の支給	■ 子どもをもつすべての世帯	ひとり親家庭の親が就職する際に有利であって、生活の安定につながる資格の取得を促進するため、給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。特定の国家資格を目指す方が対象の「高等職業訓練推進給付金」と、比較的容易に取得できる資格を目指す方が対象の「教育訓練給付金」を支給します。
⑪保護者のワークライフバランスを応援します！	28	交流学び課	男女共同参画啓発	■ 子どもをもつすべての世帯	情報誌の発行、フォーラムの開催、子育ても含めた家庭、職場、地域における男女共同参画の啓発を行います。
⑫世代を超えた子どもとの交流を応援します！	29	交通児童遊園(こども家庭課)	児童館ボランティア養成	■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	定例教室、夏休みなどの教室、移動児童館、イベントなどに協力いただける児童館ボランティアの養成及び育成を行います。
	29	せとっ子ファミリー交流館(こども家庭課)	子育てボランティア養成	■ 子どもをもつすべての世帯	地域子育てサロンボランティアやサークルを支援するボランティアの養成及び育成を行います。



ページ	担当課	事業名	対象	内容
26	生活安全課 交通児童遊園(こども家庭課)	園児及び小学生に対する交通安全指導	■ 3歳～小学生	園児及び小学生に対し、交通安全教室を開催し、交通ルール、マナーを教えるとともに、小学生の登下校時間帯に通学路上において、交通指導及び子どもたちの安全確保を行います。
26	消防課	消防クラブ	■ 3歳～中学生	幼年期から正しい火の取扱いについて学び、火遊び等による火災の減少を図るとともに、園児を介して家族等にも防火に関する広報活動を行います。また、救命・防災講習、職場体験及び防災訓練等を通じて将来の地域防災を担う人材の育成を目指しています。
27	産業課 学校教育課	キャリア教育の推進	■ 小学生～中学生	将来の地域産業の振興を先取り、子どもたちの健全育成に関わる諸関係団体等が連携し、子どもたちが健全な人生観、社会観、仕事観を育み、将来のそれぞれの進路を主体的に考える力を育むため、体系的なキャリア教育を実施します。 職業に関する理解を深め、前向きな職業観・勤労観を育むため、職場体験や市民講師による職業講話、生産・販売体験活動などを行います。
27	各保育園	中学生と園児との交流事業	■ 中学生～高校生	中学生が乳幼児を知る機会となるように <u>保育園</u> での交流を行います。
27	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 フレイルーム	中学生の乳児との触れ合い体験	■ 中学生～高校生	中学生が乳児や親と触れ合うことにより、子育ての楽しさを知ってもらうとともに、自己肯定感を育む機会を提供します。
28	こども家庭課	母子家庭自立支援給付金の支給	■ 19歳以下の子を養育するひとり親家庭	ひとり親家庭の親が就職する際に有利であって、生活の安定につながる資格の取得を促進するため、給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。特定の国家資格を目指す方が対象の「高等職業訓練推進給付金」と、比較的容易に取得できる資格を目指す方が対象の「教育訓練給付金」を支給します。
28	交流学び課	男女共同参画啓発	■ 子どもをもつすべての世帯	家庭・職場・地域における男女共同参画を推進するため、 <u>ワーク・ライフ・バランス</u> や女性の活躍推進について考えるフォーラムや啓発事業を実施します。
29	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館	児童館ボランティア養成	■ 小学生～高校生	定例教室、夏休みなどの教室、移動児童館、イベントなどに協力いただける児童館ボランティアの養成及び育成を行います。
29	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 フレイルーム	子育てボランティア養成	■ 子どもをもつすべての世帯	地域子育てサロンボランティアやサークルを支援するボランティアの養成及び育成を行います。

メニュー	ページ	担当課	事業名	対象	内容
⑬子育てにかかる経済的負担を軽減します！	30	こども家庭課	送迎用自転車貸出	■ 0～2歳 ■ 3～5歳	保育園等に幼児2人を乗せて送迎する世帯に自転車を貸し出します。
	30	国保年金課	子ども医療費の助成	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生	子どもの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。中学3年生までの健康保険加入者は、保険医療自己負担分が無料になります。
	30	こども家庭課	児童手当支給	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給します。
	30	こども家庭課	愛知県遺児手当の支給	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限あり） <手当額> 児童1人につき 1年目～3年目 月額4,350円 4年目～5年目 月額2,175円
	30	こども家庭課	児童扶養手当の支給	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限あり） <手当額> 児童1人の場合 月額42,000円（全額支給）、月額41,990円～9,910円の範囲（一部支給） 児童2人の場合 5,000円加算 児童3人以上の場合 1人増すごとに3,000円加算
	30	社会福祉課	特別児童扶養手当の支給	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	身体、知的又は精神に中度・重度の障害（又は病状）のある20歳までの児童を養育している家庭に手当を支給します。
	30	社会福祉課	育成医療給付事業	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	身体の障害により放置すれば障害を残すと認められ、手術を伴う外科的治療等により確実な治療効果を期待できる18歳未満の児童に医療給付します。
	31	瀬戸保健所	小児慢性特定疾患治療研究事業	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等を行います。
	31	健康課	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
	31	こども家庭課	瀬戸市遺児修学手当の支給	■ 小学生 ■ 中学生	義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限なし） <手当額> 児童1人につき 月額2,000円
31	社会福祉課	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	■ 小学生 ■ 中学生	小中学生の子をもつ家庭の中で生活保護を受けている（要保護）、母子家庭、経済的に困窮している等の家庭に対し学用品費や給食費など学校に必要な費用の一部を市から援助します。	



ページ	担当課	事業名	対象	内容
30	こども家庭課	送迎用自転車貸出	■ 0～5歳	保育園等に幼児2人を乗せて送迎する世帯に自転車を貸し出します。
30	国保年金課	子ども医療費の助成	■ 0歳～中学生	子どもの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。中学3年生までの健康保険加入者は、保険医療自己負担分が無料になります。
30	こども家庭課	児童手当支給	■ 中学生以下の子を養育する家庭	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給します。
30	こども家庭課	愛知県遺児手当の支給	■ 高校生以下の子を養育するひとり親家庭	18歳に到達する年度の末日までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限あり） <手当額> 児童1人につき 1年目～3年目 月額4,350円 4年目～5年目 月額2,175円
30	こども家庭課	児童扶養手当の支給	■ 高校生以下の子を養育するひとり親家庭	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限あり） <手当額> 児童1人の場合 月額42,000円（全額支給）、月額41,990円～9,910円の範囲（一部支給） 児童2人の場合 5,000円加算 児童3人以上の場合 1人増すごとに3,000円加算
30	社会福祉課	特別児童扶養手当の支給	■ 0歳～高校生	身体、知的又は精神に中度・重度の障害（又は病状）のある20歳までの児童を養育している家庭に手当を支給します。
30	社会福祉課	育成医療給付事業	■ 0歳～高校生	身体の障害により放置すれば障害を残すと認められ、手術を伴う外科的治療等により確実な治療効果を期待できる18歳未満の児童に医療給付します。
31	瀬戸保健所	小児慢性特定疾患治療研究事業	■ 0歳～高校生	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等を行います。
31	健康課	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	■ 子どもをもつすべての世帯	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
31	こども家庭課	瀬戸市遺児修学手当の支給	■ 瀬戸市に1年以上住む小学生、中学生を養育するひとり親家庭	義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限なし） <手当額> 児童1人につき 月額2,000円
31	社会福祉課	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	■ 小学生～中学生	小中学生の子をもつ家庭の中で生活保護を受けている（要保護）、母子家庭、経済的に困窮している等の家庭に対し学用品費や給食費など学校に必要な費用の一部を市から援助します。